



経済産業省
九州経済産業局

サービス等生産性向上IT導入支援事業 『IT導入補助金2023』の概要

九州経済産業局

- 1. IT導入補助金の概要**
2. 申請要件・審査のポイント
3. 申請方法から補助金交付までの流れ
4. これまでの実績
5. 活用事例
6. 申請スケジュール

「IT導入補助金2023」の概要

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入**を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

3. 補助額・補助率

枠名	通常枠		セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型		デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	5万円～100万円	ITツール ～50万円以下	50万円超～350万円	PC等 ～10万円	レジ等 ～20万円	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((a)+(b))及び事務費・専門家費)
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、導入関連費		サービス利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

(参考) 補助の対象となる中小企業・小規模事業者等

業種分類	要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・都道府県商工会連合会及び商 工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号 に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又は その連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人(一般・公益)、社団法人 (一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【参考】「IT導入補助金2023」での拡充点

- インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト)導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、補助率引上げ、クラウド利用料(最大2年分)、PC等のハード購入補助を引き続き実施。加えて、安価なITツール導入も可能とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限値は5万円)。
- また、「通常枠」においても、より安価なITツールの導入や、導入したITツールの継続活用を促進するために、補助下限額の引下げとクラウド利用料2年分補助を措置。

枠名	通常枠		セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型	—	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	ITツール		PC等	レジ等	(a) デジタル化基盤導入 類型の対象経費 ⇒補助額・補助率ともに同 類型と同じ (b) (a)以外の経費 ⇒補助上限額:50万円× グループ構成員数 ⇒補助率は 2 / 3 ※補助上限額は3,000万円/事業+ 事務費・専門家費
				5万円 ～50万円 以下 ※ 下限額 撤廃	50万円超～ 350万円	～10 万円	～20 万円	
補助率	1/2以内			3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内		
対象 経費	ソフトウェア購入費 クラウド利用費(1年分 最大2年分)、導入関連 費		サービス利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。

【参考】「IT導入補助金2023」での拡充点

- みらデジ経営チェック実施の要件を追加。
- 健康経営優良法人、地域DX促進活動支援事業、介護職員等特定処遇改善加算、事業継続力強化計画の加点措置を追加。

【追加された要件】

<通常枠、デジタル化基盤導入類型、セキュリティ対策推進枠>

- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」を交付申請前に行った事業者であること。（なお、本事業の申請に用いたgBizIDプライムを利用して事業者登録を行ったうえで、経営チェックを実施すること。）

※通常枠公募要領より抜粋

【追加された加点措置】

<通常枠、デジタル化基盤導入類型、セキュリティ対策推進枠>

- 令和4年度に「健康経営優良法人2023」に認定された事業者であること

- 「地域DX促進活動支援事業」における支援コミュニティ・コンソーシアムから支援を受けた事業者であること

※加点を受ける事業者は、申請時に申告することと併せて、支援を受けた支援コミュニティ・コンソーシアム*に「支援証明書」の作成及び、経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課企画班（bzl-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp）への提出を依頼すること。

* 支援コミュニティ・コンソーシアムとは、以下の事業のいずれかにおいて採択された事業を指す。

- ・令和4年度「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域DX促進活動支援事業）」
- ・令和4年度補正「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域DX促進環境整備事業（業種等特化型DX促進事業））地域DX支援活動型」
- ・令和5年度「中小企業地域経済政策推進事業費補助金（地域DX促進環境整備事業）地域DX支援活動型」

- 介護保険法に基づくサービスを提供する事業所で、介護職員等特定処遇改善加算を取得しているものを運営している法人

※通常枠公募要領より抜粋

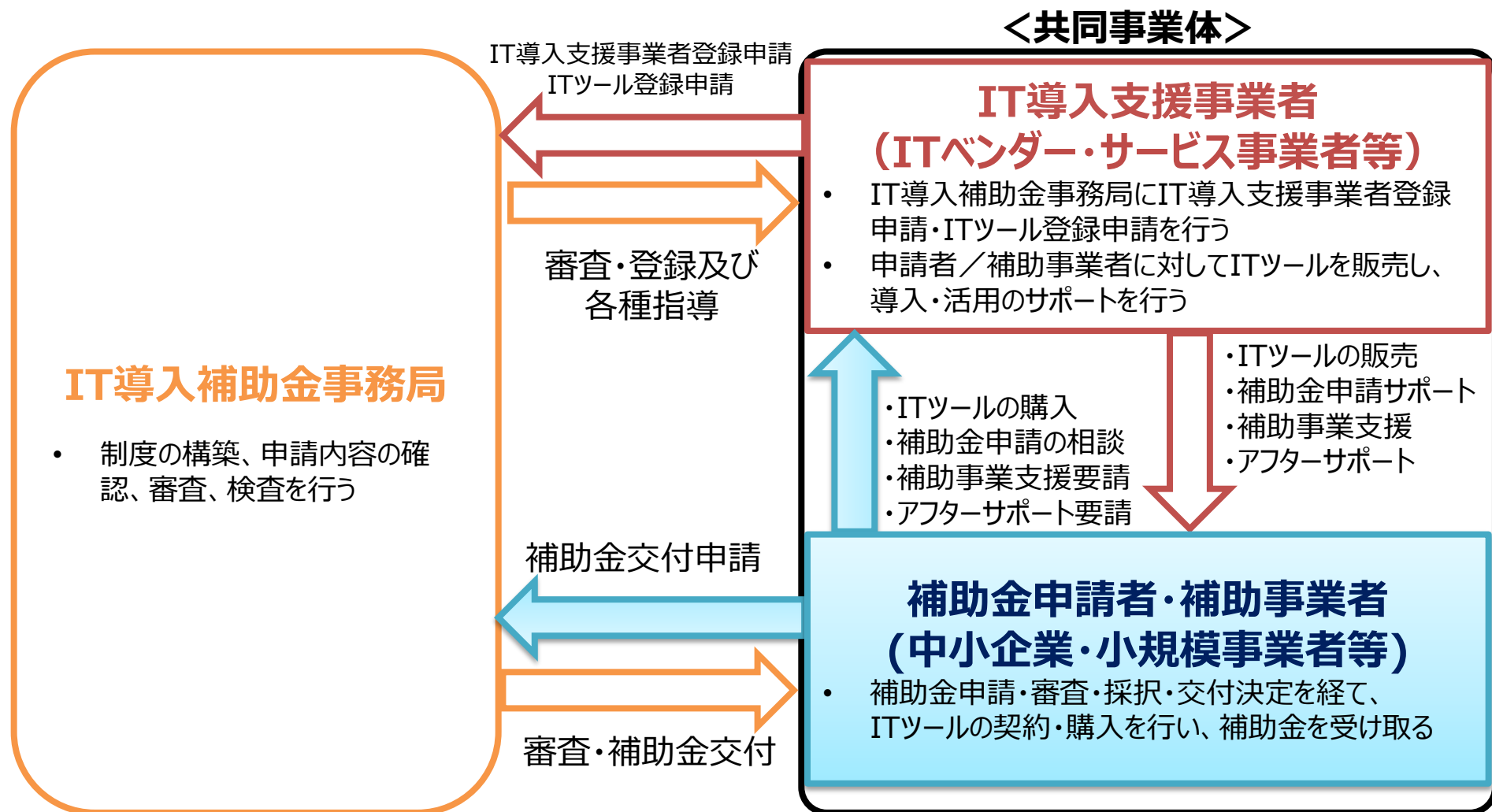
<セキュリティ対策推進枠のみ>

- 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（IT導入補助金の公募締切日が当該計画の実施期間内であるものに限る）の認定を取得していること

※セキュリティ対策推進枠公募要領より抜粋

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



通常枠（A類型・B類型）の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツールを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

○ソフトウェア

ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）

○導入関連費（オプション）

機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用

○導入関連費（役務の提供）

導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用

<ITツールの要件>

【A類型】右図の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請すること（汎P-07のみは不可）

【B類型】右図の内、4種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請すること

5. 補助額・補助率

【A類型】補助額5万円～150万円未満（補助率1／2以内）

【B類型】補助額150万円～450万円以下（補助率1／2以内）

	種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収管理
		共P-03	調達・供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
汎用プロセス	汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア)	

「セキュリティ対策推進枠」の概要

1. 概要

- 中小企業等においてサイバーインシデントにより事業継続困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料（最大2年分）を補助する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業・小規模事業者等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

○ITツールの導入費用（サービス利用料（最大2年分））

<留意点>

- ・中小企業等は、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、適切なITツールを選択し、申請すること
- ・本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを指す

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html>

5. 補助額・補助率

補助額5万円～100万円以下（補助率1／2以内）

デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業・小規模事業者等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

- (1) ソフトウェア、オプション、役務
ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、
オプション（セキュリティソフト等）、役務費（導入支援費、保守費等）
※「会計」「受発注」「決済」「EC」の機能を有するものに限る
- (2) ハードウェア
ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器
(PC・タブレット、レジ・券売機等) 購入費用、設置費用

5. 補助額・補助率

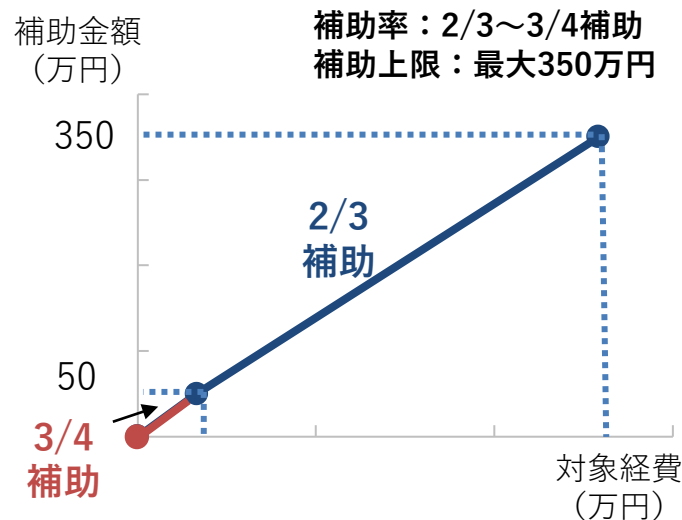
ITツール：補助額50万円以下（補助率 3 / 4 以内）、補助額50万円超～350万円（補助率 2 / 3 以内）

⇒導入するITツールが「会計」「受発注」「決済」「EC」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。

(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率 1 / 2 以内）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率 1 / 2 以内）

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



デジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）の概要

1. 概要

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入等を支援する。

2. 補助対象事業者

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等の条件は「10者以上」であること等を要件とする

- 商工団体等
(例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体
(例) まちづくり会社、観光地域づくり法人 (DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

3. 補助対象経費（一例）

(1) 基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECサイト構築に限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

(2) 消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等【クラウド利用料は1年分】
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

(3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

4. 補助率・補助上限額

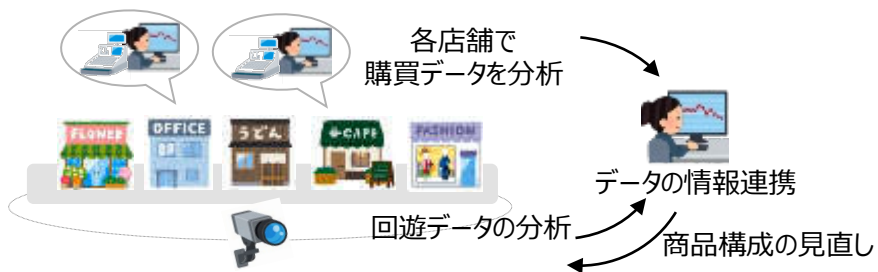
- 補助率
(1) 基盤導入経費：1/2～3/4（デジタル化基盤導入類型と同様）
(2) 消費動向等分析経費：2/3以内、(3) 事務費、専門家費：2/3以内
- 補助上限額：(1) + (2) ⇒3,000万円、(3) ⇒200万円

「複数社連携IT導入類型」の具体的な取組イメージ

- 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につなげる。

①地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム

<地域全体> AIカメラで取得した来街者の属性や回遊データを分析
 ×
 <地域内の店舗> POSデータ分析システムにより各店舗の購買データを分析
 回遊性等の分析結果と店舗の売れ筋等を比較し商品構成の見直しなどに繋げる。



対象経費例 <ハードウェア> AIカメラ、POSレジ <ソフトウェア> 分析システム導入費

②地域にビーコン + 個店にAIカメラ

<地域全体> ビーコンで来街者に情報を発信
 ×
 <地域内の店舗> AIカメラで取得した各個店の消費者動向データを分析
 各個店のターゲット層に近い来街者に向け、効果的な情報発信を行う。



対象経費例 <ハードウェア> ビーコン、AIカメラ <ソフトウェア> 分析システム導入費

③地域に電子地域通貨 + 個店に分析アプリ

<地域全体> 電子地域通貨による地域経済の活性化やアプリによるクーポンの発行
 ×
 <地域の店舗> 電子地域通貨の利用状況から消費者の購買データを分析
 消費者の購買状況を踏まえた効果的な情報発信を行い来街を促進する。



対象経費例 <ハードウェア> キャッシュレス機器 <ソフトウェア> アプリ導入費、分析システム導入費

④地域にセンサー技術（人流・気象・交通量等）

<地域全体> 人流・気象・交通量などが計測できるセンサーを導入し、データを分析
 ×
 <地域の店舗> 各店舗で需要を予測
 来街者等のデータをもとに各店舗が需要予測を行い、業務効率の改善を行う。



対象経費例 <ハードウェア> センサー <ソフトウェア> 分析システム、需要予測システム導入費

1. IT導入補助金の概要
- 2. 申請要件・審査のポイント**
3. 申請方法から補助金交付までの流れ
4. これまでの実績
5. 活用事例
6. 申請スケジュール

申請要件

- 申請要件のうち、特に留意すべき点は以下の通り。

- gBizID プライムの取得【**全枠**】
「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言の実施【**全枠**】
- 労働生産性の伸び率の向上に係る数値目標の作成
 - ・ 1年後の伸び率が3%以上・3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上とする【**通常枠**】
 - ・ 3年後の伸び率が3%以上及びこれらと同等以上とする【**セキュリティ対策推進枠**】
 - ・ 事業終了後2年以内に年率平均5%以上【**複数社連携IT導入類型**】
- 賃金増加への取組の実施【**通常枠B類型**】
 - ・ 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
 - ・ 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
 - ・ 申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明

<IT2023より追加>

- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」の実施【**通常枠**、**デジタル化基盤導入類型**、**セキュリティ対策推進枠**】
※申請に用いたgBizIDプライムを利用して事業者登録を行ったうえで、経営チェックを実施する

「IT導入補助金2023」におけるみらデジの要件化

- 申請にあたっては、**みらデジ経営チェック**を通じた自社の経営課題の把握や、**リモート相談**を活用した専門家・支援機関等への相談など、**「みらデジ」の活用が有効**。
- **今年度より「みらデジ経営チェック」を実施することを要件**とし、自社の経営課題に応じたツール導入を支援。 ※経営チェックの実施と併せて事業者登録も必須。



IT導入補助金を使ってデジタル化を進めたいが、**まず何をすれば良い？**



IT導入補助金を使って、我が社は**どのようなツールを導入**すれば業務改善できる？

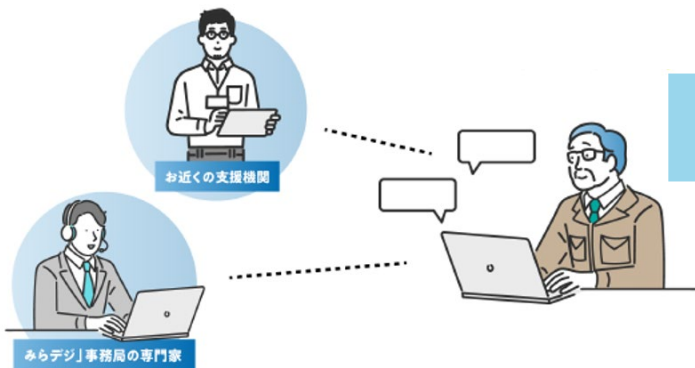
無料!

「みらデジ」を活用することで

みらデジ経営チェックで、自社の経営課題やデジタル化への取組状況を瞬時に診断！

みらデジリモート相談で、デジタル化の取組に向けたアドバイスや経営課題に合致したITツールを紹介！

IT導入補助金で、自社の課題に合致したITツールを導入し、デジタル化・DXへ！



「みらデジ経営チェック」と「みらデジリモート相談」

①『みらデジ 経営チェック』

経営課題やデジタル化への取組状況を確認しましょう！



中小企業等
事業者

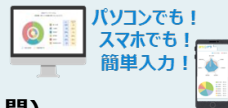
同業種・同地域の事業者と比較しながら、あなたの会社の経営課題やデジタル化への取組状況を確認出来ます！

事業者が**経営課題を発見**するためのツールです！



■ 事業者基本項目 (6問)

- Q1 経営者としての夢・ビジョンについて (3問)
- Q2 夢・ビジョンの達成に向けて取り組んでいること (7問)
- Q3 現状のデジタル化/IT化について、用語の理解と導入状況について (13問)
- Q4 経営やデジタル化、インターネット環境について (12問)
- Q5 経営課題の解決方向について / デジタル化のやり方・進め方について (5問)



②『みらデジ リモート相談』

専門家に相談しましょう！

無料！

中小企業診断士
ITコーディネータ



みらデジ
専門家

「みらデジ専門家」が相談対応と課題解決に向けたアドバイスを
行います！

中小企業診断士
ITコーディネータ

電話

リモート面談



中小企業等
事業者



みらデジ
専門家

- ・事業者のみらデジ経営チェックの解説
- ・事業者の**経営課題への対応策**
- ・支援施策の紹介
- ・個別支援の実施
- ITツールの導入アドバイス
- 経営計画の見直し
- IT導入補助金等への申請アドバイス
- デジタル対応人材の育成・採用、等

「みらデジ経営チェック」でわかること

同業種・同地域の事業者と比較しながら、事業者の経営課題やデジタル化への取組状況を確認！

「取り入れてみたが今は使っていない」

あなたの回答内容	業界導入率	ご提案
クラウドサービス ?	21%	なぜ使わなくなったのか/取り組めていないのかを振り返り、業務の負荷軽減のために活用を検討していませんか。
グループウェア ?	16%	なぜ使わなくなったのか/取り組めていないのかを振り返り、業務の負荷軽減のために活用を検討していませんか。

「使っていない/よくわからない」

あなたの回答内容	業界導入率	ご提案
Web会議システム ?	25%	今回のチェックを機に、導入を検討していませんか。
EDI ?	13%	-
インターネット 広告 ?	13%	-
ERP・RPAなど ?	9%	-
EC(電子商取引) ?	7%	-

比較している業界:北海道・東北のサービス業(不動産業、物品買入れ業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業)



赤い線は業界の「お悩み度」平均値を示しています。
青い線は各課題における「あなたのお悩み度」を示しています。
「あなたのお悩み度」が赤い線よりも外側であれば平均値以上、赤い線よりも内側であれば平均値以下となります。

比較している業界:北海道・東北のサービス業(不動産業、物品買入れ業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業)

「みらデジリモート相談」で出来ること

事業者も！

支援機関も！

経営相談が！

無料！



みらデジ リモート相談申し込みの流れ

ステップ1

みらデジポータルより、
みらデジにご登録をお願いします。

ステップ2

電話または**専用問い合わせフォーム**
で事務局へご連絡ください！

ステップ3

事務局オペレーターが対応し**専門家**
との**相談日時を調整**いたします！

審査のポイント

- 審査のポイントのうち、特に留意すべき点は以下の通り。
- どの類型においても、自社の経営課題及びデジタル化の進捗状況を適切に把握し、その課題に対してITツール・サービス等の導入効果がマッチしているかが審査される。
- そのため、自社の経営課題の把握及び支援機関・専門家等への相談・連携が有効。

(1) 事業面の具体的な審査（事業面からの評価）

- ・自社の経営課題を理解し、経営改善に向けた具体的な問題意識を持っているか
- ・自社の状況や課題分析及び将来計画に対し、改善すべきプロセスが、導入する「ITツール」の機能により期待される導入効果とマッチしているか

(2) 計画目標値の審査（事業面からの評価）

- ・労働生産性の向上率
(通常枠の場合、1年後の伸び率が3%以上・3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上)

(3) 加点項目に係る取組の審査（政策面からの評価）

- ・生産性の向上及び働き方改革を視野に入れ、国の推進する関連事業に取り組んでいるか
 - 地域経済牽引事業計画、健康経営優良法人、地域DX促進活動支援事業、介護職員等特定処遇改善加算、事業継続力強化計画
- ・クラウド製品を選定しているか
- ・「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を選定しているか
- ・インボイス制度対応製品を選定しているか

※各枠によって内容は異なります。

1. IT導入補助金の概要
2. 申請要件・審査のポイント
- 3. 申請方法から補助金交付までの流れ**
4. これまでの実績
5. 活用事例
6. 申請スケジュール

申請フロー（留意点）

- 中小企業・小規模事業者等とITベンダー・サービス事業者で申請・手続の内容は異なる。
- 申請には「gBizIDプライム」IDが必要。申請からアカウント発行まで2週間程度要する。
- 加えて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要。
- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」の実施が必要。
- 交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができない点に留意。



交付申請までにgBizIDの取得、
「SECURITY ACTION」の宣言

交付決定の連絡後に
発注・契約・支払

生産性向上等の数値
目標の進捗状況を報告

申請フロー①（各手続の概要）

1. 本事業への理解

2. 「IT導入支援事業者の選定」「ITツールの選択」（事前準備）

- ・自社の業種や事業規模、経営課題に沿って、IT導入支援事業者と導入したいITツールを選定。
（IT導入支援事業者のリストはHPに公表していく。）

3. 「gBizIDプライム」アカウントの取得、「SECURITY ACTION」の実施、「みらデジ経営チェック」の実施

（申請要件）

- ・中小企業・小規模事業者等は必要。IT導入支援事業者は不要。
- ・gBizID発行には、申請からアカウント発行まで2週間程度要することに注意。

4. 交付申請（IT導入支援事業者との共同作成・提出）

- ・IT導入支援事業者との間で商談を進め、交付申請の事業計画を策定。
※この時点でITツールの発注・契約は行わないこと
- ・申請は以下の流れで行う。
 - ①IT導入支援事業者から『申請マイページ』の招待を受け、代表者氏名等の申請者基本情報を入力。
 - ②交付申請に必要な情報入力・書類添付を行う。
 - ③IT導入支援事業者にて、導入するITツール情報、事業計画値を入力。
 - ④『申請マイページ』上で入力内容の最終確認後、申請に対する宣誓を行い事務局へ提出。

申請フロー②（各手続の概要）

5. ITツールの発注・契約・支払い（補助事業の実施）

- ・交付申請を完了し、**事務局から「交付決定」を受けた後に、ITツールの発注・契約・支払い等を行うことが可能。**

6. 事業実績報告

- ・補助事業の完了後、実際にITツールの発注・契約、納品、支払い等を行ったことが分かる証憑を提出。
- ・提出は以下の流れで行う。
 - ①中小企業・小規模事業者等が『申請マイページ』から事業実績報告に必要な情報及び証憑の添付を行い、事業実績報告を作成。
 - ②事業実績報告が作成された後、IT導入支援事業者が内容の確認及び必要情報を入力。
 - ③最終確認後、中小企業・小規模事業者等が事務局に事業実績報告を提出。

7. 補助金交付手続き

- ・事業実績報告の審査が完了し、補助金額が確定すると、『申請マイページ』で補助額を確認できるようになる。
- ・その内容を確認した後に補助金が交付される。

8. 事業実施効果報告

- ・事業終了後、**生産性向上に係る数値目標に関する情報**（売上、原価、従業員数及び就業時間）、**インボイス制度への対応状況、ITツールを継続的に活用していることを証する書類、給与支給総額・事業場内最低賃金等**を効果報告期間内に報告。
- ・補助事業者が『申請マイページ』より必要な情報を入力し、IT導入支援事業者の確認を経て、提出。

※通常枠の場合

対象類型	年度	事業実施効果報告対象期間	事業実施効果報告期間
A・B 類型	1年度目	2024年4月1日～2025年3月31日	2025年4月～2025年7月
	2年度目	2025年4月1日～2026年3月31日	2026年4月～2026年7月
	3年度目	2026年4月1日～2027年3月31日	2027年4月～2027年7月